

公益社団法人 南部広域シルバー人材センター

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人南部広域シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、センター役員報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、総会で選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいう。

報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、職員を兼ねる場合は除く。

- 2 非常勤役員の報酬は、理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。
- 4 役員には役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額は、別表1「常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

- 2 非常勤役員の報酬額は、別表2「非常勤役員の報酬」に定める金額の範囲内として、理事会の承認を得て、決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は公益社団法人南部広域シルバー人材センター職員給与規程第5条を準用するものとする。

- 2 非常勤役員の報酬は理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員及び非常勤役員の報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 前項の報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額並びに本人から申し出のあった立替金及び積立金等を控除して支給するものとする。

(費用)

第7条 センターは、役員が職務の遂行にあたって負担した費用については、当該費用の請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表3により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団・財団法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月24日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額

専務理事	20万円までの範囲内	ただし、専務理事が事務局長を兼任する場合は、公益社団法人南部広域シルバー人材センター給与規程を適用するものとする。
------	------------	---

別表2 非常勤役員の報酬

(1) 理事	1回当たり2,500円までの範囲内
(2) 監事	1回当たり2,500円までの範囲内

別表3 費用の額

(1) 非常勤役員の管内職務に係る費用	各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの往復距離に基づく次の額 1キロメートルにつき37円（ただし、往復距離に1キロメートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）
(2) 役員 of 管外職務に係る費用	公益社団法人南部広域シルバー人材センター旅費規程で定める金額
(3) その他	実費